

平成31年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①-1 グローバル化やイノベーションの創出といった社会的要請を踏まえ、主体的に学修し、総合的な学問的認識に基づく広い専門性を備えた実践的人材を育成するため、課題解決型手法による理論と実践を往還する学修を促す授業を各教育プログラムに配置する。

- ・①-1-1 全学教育システム改革による教育プログラムに基づき、高年次履修システム（高度全学教育指定科目制度）を導入する。
- ・①-1-2 学生 IR 調査やアクティブラーニング実態調査等の分析結果、及び蓄積したアクティブラーニングの優れた取組事例を整理し、「主体的な学びを促進するアクティブラーニング型授業」として各部局に紹介し実践を促す。

①-2 国際レベルでのコミュニケーションや交渉の能力を強化するため、英語による授業の拡充、留学や海外インターンシップに対する単位化を行うほか、一年次末に行っている英語基礎能力判定や、留学等を希望する学生を対象とした高度な外国語授業を高年次にも展開する。

- ・①-2-1 TOEFL スコア 520 点以上の学生を対象に英語の実践力を高める英語演習科目を開講する。
- ・①-2-2 海外集中キャンプのプログラムを新設するとともに、留学先大学を増やす等の取組により、学部学生の海外体験率を 16%以上とし、学生満足度は 85%以上の参加者が 10 段階評価で 7 以上という状態を目指す。

①-3 海外の優秀な学生を集めて、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を目指し、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行う横浜グローバル教育プログラム（Yokohama Global Education Program : YGEP）を設置する。同プログラムは、留学生を対象としたもので、英語による授業のみで卒業することができるプログラムと、入学後に日本語及び日本文化などを重点的に学んだ後に専門科目を日本語で学ぶプログラムにより構成される。これらのプログラムでは、一部の科目において、日本人も履修できるようにすることで、留学生と日本人の協働学修の機会を創出するなどにより、グローバル人材育成に寄与させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・①-3-1 YGEP については、留学生受入れ拡大を目指し、前年度の募集広報、入試方法の改善にかかる成果を検証し、他大学の事例を学内に共有しつつ、更なる見直しを行う。英語による授業科目の履修については、日留協働学修の機会として学生への認知を広げる。

①-4 学部におけるグローバル教育を強化するため、日本人学生を対象に、A) 全学部横断的に配置するグローバル教育科目群と、B) グローバル教育のための副専攻プ

プログラム群とによる、分野横断型グローバル教育体制を構築する。A) については、各国地域の歴史、文化、社会、技術、政策などを学ぶ機会を多く用意し、B) については、既設の YCCS (YOKOHAMA Creative-City Studies) で開講されている英語による全学教育科目 (グローバル教育科目) を活用したグローバル PLUS ONE 副専攻プログラムに加えて、新興国等でのフィールド活動を中心とした副専攻プログラム群を新設する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・①-4-1 グローバルスタディーズ副専攻、グローバル教育科目群等の履修を奨励し、より多くの学生が新興国等についての学修機会を得られるよう、グローバル教育を推進するとともに、引き続き I R データ分析の結果の検証を行う。

②-1

○博士課程前期

行政や産業界等の社会的なニーズを踏まえ、グローバル化やイノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成するため、英語による専門教育を充実し、インターンシップ、スタジオ教育、国際ワークショップ等を推進することにより、専門性と総合性、実践性とを結合した、能動的学修プログラムを展開する。

○博士課程後期

グローバル化、イノベーション、グローバルとローカルとの接点に生起する課題の解決を先導する人材を育成するため、日本人学生のみならず、留学生も含め、長期の国内・海外インターンシップ等を通して、発想力・実践力に裏付けられた課題解決力を高めるとともに、海外拠点大学を中心に、教育・研究における海外大学との連携を推進し、国際学会での発表経験を増やすことにより、国際水準の研究成果を生み出せる人材を育成する。

○専門職学位課程 (法科大学院)

グローバルとローカルの接点にある横浜という地域的特性と、経済・経営・法律の社会科学3分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用した法学教育を実施することで法学未修者教育の基盤を強化し、学際的な法曹人材を養成する。

- ・②-1-1 海外協働教育研究拠点を活用した実践的学修を実施し、単位化できるよう、海外協働教育研究拠点と教育カリキュラムの調整等を行う。国際共同教育プログラムについては TIME (Top Industrial Managers for Europe) Association を通じたダブルディグリープログラムの覚書締結を推進する。
- ・②-1-2 グローバルリーガルサポートセンターを軸とした全学的な協働体制を活用して、学内及び地域的連携の下で法曹教育を更に充実させていく。
- ・②-1-3 理工学府では、グローバルに活躍できる理工系人材を育成するため、講義の英語化の達成目標に対して 95%の実現を目指す。

②-2 イノベーションの多様化・高度化等、変化する社会のニーズに応えるため、大学院生対象の副専攻プログラムについて、現行のプログラムの見直しと新たなプログラムの創設により、分野横断型の副専攻プログラムとして体系化することや、先端科学高等研究院の研究成果や招聘する研究者等を大学院教育に活用することにより、イノベーションの創出に主導的に関わることのできる人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・②-2-1 大学院教育強化推進センターにおいて、現行の副専攻プログラムの見直しを基に、分野横断型の副専攻プログラムの体系化を進める。

- ・②-2-2 先端科学高等研究院招聘研究者による大学院生向けの特別講義等や、先端科学高等研究院に設置された全ユニットがシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより、研究成果を教育に還元する。

②-3 高度専門職業人の育成において世界を先導する役割を果たすため、海外大学に在籍し、博士学位未取得のため学位取得を希望する教員を本学博士課程後期に受け入れる大学院プログラムを制度化し、その受入人数を50%増加させる。

- ・②-3-1 「アカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラム」について、前年度までに行った制度改正の成果を踏まえさらなる検証・見直しを行い、在学生の人数を前年度より増加させる。また、平成30年度に広報活動を行った国や地域をはじめ、多様な国からの受入れを行う。特にベトナム・インドネシアなどの新興国においては協定校を中心とした受入れ増加を目指す。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

③-1 集中的な学修を可能にするために2学期6ターム制を導入する。同時に、学生のグローバル化に対する意識を高め、2学期6ターム制の利点を活かして短期の海外留学や外部機関を通じた海外インターンシップ等を経験できる環境を整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・③-1-1 2学期6ターム制を活用したグローバル教育科目の提供を開始する。
- ・③-1-2 学生の海外での集中的な学修や短期の海外留学等を促進するため、留学先大学を増やす等の取組を引き続き行うとともに、短期語学研修や海外インターンシップの新たなプログラム開発を通じ、これらのプログラムへの参加者をはじめとする海外体験学生数を増加させ、学部学生の16%が海外体験をするよう取組む。

③-2 カリキュラム・ポリシーを見直し、ルーブリックの導入を軸として、カリキュラム及び教育内容を可視化し、カリキュラム点検責任者を配置してそれらの適切性を評価するとともに、シラバス改善への反映を毎年行うなど PDCA (plan-do-check-action) サイクルの機能を強化する。

また、科目ナンバリングやポートフォリオなど、学生自身が自らの目標に沿って学修計画を立て、学修状況を振り返ることができる体制を整えることによって、学修意欲を増大させるとともに、自らの能力をさらに高めて行くことができるようにする。

上記の活動を教職員で共有するために FD (Faculty Development) /SD (Staff Development) 活動を強化し、教授会でのデモンストレーション等、教員個々に直接伝わる形で実施する。

- ・③-2-1 前年度実施した教育改善懇談会での意見を踏まえて授業アンケート及び自己点検票の見直しを行う。また、学生及び教学 IR データの中から、特に授業外学習時間、学修成果、授業方法に関する結果を抽出し、学部毎に分析を行ってその結果を教務委員長らに提示し、学部単位で実施する FD 活動の内容について検討する。
- ・③-2-2 平成31年度開講科目の授業別ルーブリック作成状況や過去数年度の成績評価分布の推移を確認し、前年度に実施したルーブリック活用の阻害要因調査結果と改善方策案も併せ、カリキュラム点検責任者(各部局教務委員長)と授業別ルーブリック作成率達成に向けた活動の検討を行う。
- ・③-2-3 大学教育再生加速プログラムにおける目標未達の指標の達成に向けて、引き続きウェブ授業アンケートの周知活動や自己点検票の見直し、授業外学習時間の把

握・分析を進め、数値目標の達成を目指す。

- ・③-2-4 各部局におけるFD活動がより活発化するよう、部局毎に教育開発・学修支援部会委員等と意見交換会を実施して課題を抽出し、アクションプランを検討する。また、昨年度実施した4大学（神奈川大学、関東学院大学、横浜市立大学、横浜国立大学）合同FD活動で得た情報や、学内での優れたFD活動の事例を抽出し、各学部でFD活動が強化できるよう学部ごとにFDセミナーを実施して紹介する。

③-3 国際的に質の保証された教育を展開するため、理工系学部教育では、国際的相互認証の枠組みに加盟している一般社団法人日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education：JABEE）等の認定団体からの認証の取得を、現在の1分野から3分野へ拡大する。

- ・③-3-1 JABEE等の認証取得を検討するとともに、認証された教育プログラムにおいては継続のための自己点検を実施する。

③-4 地域社会において、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たすため、国際社会科学府のビジネススクール、工学府・環境情報学府・都市イノベーション学府における実績のある社会人教育を継承しつつ、経営学部での新たな社会人教育プログラムの開発、及び教職大学院での現職教員向け教育プログラム開発を行う。

- ・③-4-1 学部・大学院において社会人教育を充実させ、生涯を通じた高度な知識の修得の場としての中核的役割を果たす。
 - ①学部社会人教育においては、募集人員に対する志願者数の倍率を上昇させるべく、社会人学生の要望に沿ったトップマネジメントによるセミナーを実施する。また、フィールドワークを導入する。【経営学部】
 - ②ビジネススクールにおいては、継続的に受講者アンケートを実施し、その結果を反映させた授業改善を行う。【国際社会科学府】
 - ③教育学研究科では、現職教員の大学院生に対する教育・研究を支援するために、在学生及び修了生対象の調査を継続し、カリキュラム等の検討・改善を行う。また、教員養成及び育成の機能を強化するために、神奈川県内の教育委員会と連携しながら、教職大学院の拡充と修士課程の見直しを具体的に進める。【教育学研究科】
 - ④工学府における実績ある社会人教育を継承しつつ、更なる充実を目指して、理工学府の志願状況・履修状況の調査を実施し、併せて大学院教育強化推進センターと協力してアンケート調査（就業力アセスメント）の分析を行う。【理工学府】
 - ⑤前年度に引き続き、改組計画に従い積極的な広報を行い、博士課程後期へ社会人学生を入学定員の3割以上を受入れることを目指す。また社会人が進学するうえで受験しやすいように、前年度に引き続き入試日の柔軟な設定を取り入れていく。【環境情報学府】
 - ⑥高いレベルの学生を確保するために自治体・民間企業・NGOなどへの広報を強化し、大学院レベルの研修や市民公開講座等を通じ、社会人教育を充実させる。【都市イノベーション学府】

④-1 平成29年度に教育人間科学部人間文化課程の学生募集を停止し、教員を養成する課程である学校教育課程のみの教育学部に組織改編する。具体的には、教員養成を、学校内での授業研究を実践的な視点から組織できる教員の養成と、小学校と中・高等学校との指導内容の接続を大局的に捉え教科研究を深めることのできる教員の

養成の二本柱で捉える。同年に設置する教職大学院では優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成するための教育プログラムを、また、従来の教育学研究科（教育実践専攻）では、小・中・高の繋がりと専門的知見を活かして教科研究を先導できる研究者や研究力のある中等学校教員を養成するための教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-1-1 学校インターンシップ科目「スクールデー実践」の振り返りを行い、学校現場で実践を行う学生数を増やし、「教育実習」につなげるようにする。また、学校現場での指導経験のない大学教員のための研修を継続して実施する。

④-2 平成 29 年度に経済学部、経営学部において、それぞれ組織改編（学科統合）及びカリキュラム改革を行い新たな教育プログラムを実施する教育体制を整える。経済学部ではグローバル新時代に対応する専門能力と実践力を持つ人材の育成を強化するための教育プログラムを実施する。経営学部では経営全体を俯瞰しうるゼネラルマネジメント教育プログラムを実施する体制を整えるとともに、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設する。また、国際社会科学府においては、専攻横断型教育プログラムの見直しを行うほか、既に行っている専攻に加えて博士課程の全専攻で英語による教育プログラムを実施し、経済学部・経営学部において育成する新たな人材の受け皿となる教育体制を整備する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-2-1 社会系学部・大学院において、学部教育では組織改編後の新たな教育プログラムを柱として多様な視点と専門性を持った実践的人材育成を強化し、大学院教育では英語プログラムや専攻横断型プログラムの教育体制を整備する。
 - ①キャリア形成講義の一環であるイスラム経済圏に関する連携講義の内容の見直しを行うとともに、新たなキャリア形成講義として横浜経営者の会との連携講義及び横浜税関との協議を行い連携講義を設置する。また、GBEEP カリキュラムに所属する在学生に対して、成績調査及び満足度調査を進める。さらに、上海外国語大学と協定を結び特別聴講生として学部留学生を受け入れる準備をする。【経済学部】
 - ②成績不良学生については個別指導を行い、成績不良者比率の 10%減少を目指すとともに、特に初年次教育の問題点を把握するために、経営学リテラシーのアンケート結果を分析し、解決策を実行する。また、就職・進学率 95%を達成するために、新カリキュラムの下で実務家による講義、キャリア教育科目により職業選択に密着したキャリア教育を実施する。社会人を対象とした演習 I では、幅広い専門領域の基礎教育を行い、入学後の学習の進捗に応じて専門分野を選択するレイトスペシャライゼーション（late specialization）型の教育を行う。【経営学部】
 - ③英語による博士前期・後期の国際経済プログラムへの海外からの直接出願による受験生を増やすために、日本留学フェアに引き続き参加する。経営学専攻博士課程前期において実施した華東師範大学とのダブルディグリープログラムについて、受講生からヒアリングを行い、課題を把握する。課題を把握し、次年度以降の授業内容等に反映する。国際経済法学専攻博士課程前期においては、英語プログラムの実施状況を前年度の調査に基づいて見直すと共に、単位取得を容易にできるような履修モデルを策定する。国際公共政策 EP（Education Program）と国際開発ガバナンス EP の連携強化について、FD 会議等を通じて一層の改善策を検討する。【国際社会科学府】

④-3 法科大学院においては、教育理念に掲げられた本学の法曹養成の特徴を活かし、経済・経営・法律の社会科学 3 分野の緊密な連携のもと、経済学部・経営学部での手厚い法学教育を始め、全学的な協働体制を取る本学の特性を活用し、本学の学部

学生（非法学部学生）に法分野をわかりやすく解説し、関心を持たせることで法曹への動機づけを行うことにより、法曹志願者を確保する。

また、展開・先端科目の充実や法曹養成としての必要な知識の習熟度確認の実施などにより、学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育体制を構築する。

- ・④-3-1 専門職学位の質保証のために法科大学院における教育水準を保ちつつ、展開・先端科目を充実して、引き続き学際的な素養を有した法曹を養成するための質の高い教育を実施する。
- ・④-3-2 グローバルリーガルサポートセンターとの連携協力の下、司法試験の合格率の向上を視野に入れ、法科大学院の在校生・修了生への学修支援を通じた教育体制を引き続き整備していく。

④-4 平成 29 年度に都市科学部を設置し、都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う次世代の人材を育成するため、本学の強みであるリスク共生学（リスクを科学的に分析・マネジメントすることにより、新技術や必要な制度を社会に定着するための方策や手法を探求する科学）と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。

同時に理工学部においては第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成の社会的要請に応えるため、組織改編を行い新しい分野の教育が可能になる教育体制を整える。また、平成 30 年度に工学府及び環境情報学府の組織改編・カリキュラム改革を行い、大学院においても同様に付加価値の高い理工系人材育成を強化する教育体制を構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-4-1 都市科学部において文理融合教育を推進するとともに、理工系学部・大学院においては組織改編による新たな教育プログラムを実施し、付加価値の高い理工系人材育成を強化する。
 - ①学生の満足度調査の結果を受けて、改善できる点について検討を続けるほか、2020 年度から始まる新入試制度では、これまでの検討結果を英語の外部試験導入方法・AO/推薦/前期/後期定員比率などに反映させ、学外に公表する。【理工学部】
 - ②基幹知科目の「都市科学 B」と「都市科学 C」について他学部生向けに開放する。また、その他の 2 科目についても開放する。【都市科学部】
 - ③引き続き改組後の志願状況・履修状況の調査を行い、大学院教育強化推進センターと協力し、アンケート調査（就業力アセスメント）の分析を行う。【理工学府】
 - ④引き続き平成 30 年度組織改編計画に基づく教育プログラムを実施するとともに、企業等に対し、実行中の教育プログラムの現状を紹介するとともにアンケートを実施し、教育プログラムの評価・改善につなげる。【環境情報学府】

④-5 学部におけるグローバル教育の強化のため、①高度全学教育指定科目や新興国課題等の副専攻プログラム群による、既存学部在籍の日本人学生向けの分野横断型教育、②留学生向けのグローバルな専門型教育を行う横浜グローバル教育プログラム（YGEP）、③都市科学部を中心とした、グローバルな視座の育成と分野横断的な課題対応力の強化を重視した日本人学生向け教育により、YNU グローバル教育コア（YOKOHAMA National University-Global Education Core：YNU-GEC）として体制を具現化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・④-5-1 新カリキュラムによる 3 年次生を対象とした高度全学教育科目（グローバル教育科目、イノベーション教育科目）の提供を開始する。

- ・④-5-2 前年度に開始したグローバルスタディーズ副専攻について学生への周知を行い、より多くの学生がグローバル科目群を受講するよう、履修を推奨する。さらに前年度に行った留学生受入れ促進策の成果を検証し、一層の留学生受入れ拡大に取り組む。サマー・プログラムのニーズが高いことから、継続実施する。

⑤-1 変容する社会において目的意識を持ち主体的に学修のできる人材を育成するため、高大接続の観点から、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、県立高校との連携において既に実施している総合的な学習の時間の発表会等の実績を基に、アクティブラーニング、キャリア教育を推進する中等・高等教育を貫く教育・学修のモデルを構築する。

- ・⑤-1-1 高大接続プログラムの高校教育改革支援モデルとして構築した TA ネットワーク制度について、大学院教育強化推進センターにおいて継続して実施するとともに、「高校生授業等体験プログラム」、「出張授業」等を継続的・発展的に事業展開する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

⑥-1 コンタクト教員制度や各種相談窓口等に加え、教学 IR (Institutional Research) を活用し、大学への適応に困難を抱える学生を早期に発見し、対処するなど学修・生活支援を強化する。

- ・⑥-1-1 保健管理センター、障がい学生支援室、学務部、なんでも相談室の4者間で今後も緊密かつ定期的に連絡を取りつつ、学部・大学院とも連携を図るなど全学的な学生の学修・生活支援を強化する。

⑥-2 寄附金等を活用した大学独自の奨学金により、日本人学生、留学生を経済的に支援する。特に海外に派遣する学生に対する支援を拡大する。

- ・⑥-2-1 本学独自の奨学金支援策は、長期間、制度の継続を維持するために常に予算残額を踏まえながら引き続き実施する。YNU 大澤澄子奨学金は 15~20 名程度、YNU 竹井准子記念奨学金は 12 名程度の支援を予定し、うち、6~8 名は新規採用を行う。また、新入生スタートアップ支援金は 20 名程度の支援を予定し、採用を行う。
- ・⑥-2-2 国際交流に関する本学独自の奨学金等支援策については前年度以上を確保しつつ、平成 29 年度に新たに開始された文部科学省「留学生就職促進プログラム」に基づく就職支援関連の留学生支援策の適切な運用を行う。また、優秀な留学生への経済的支援の観点から、昨年見直しを行った学業成績に基づく授業料免除の方針を導入する。

⑥-3 多様な社会的要請や学生ニーズに対応し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、学生寮・福利厚生施設の改善といったハード面での整備に加え、ボランティア証明書の交付等により学生ボランティアを促すなど、教職員と学生が一体になり、全ての学生が就学しやすく、能力を発揮できる環境を整備する。

- ・⑥-3-1 障がい者対応のボランティア学生の募集、申請、派遣を随時実施するとともに、障がいのある学生とボランティア学生双方の意見を聴くことにより、障がい学生支援体制の充実・整備に繋げ、研修等を行い、支援の質を向上させる。
- ・⑥-3-2 講義棟のエレベータ、多目的トイレ、学生寮及び福利厚生施設等のバリアフリー化や、施設内誘導サインの設置等のユニバーサルデザインについて、学生のニーズに応じて検討し整備を進める。

- ・⑥-3-3 キャリア・サポートルームは、障がい学生支援室及び保健管理センターと連携し、障がい学生の就職支援におけるニーズを把握する。また、外部の障がい者専門の就職情報サイト会社等と連携し、障がい学生に特化した就職支援行事を実施する。

⑥-4 多様なニーズに応じた学修形態に対応できるよう、講義室の整備・充実や図書館施設の改善、ICT (Information and Communication Technology) 基盤設備の更新を行い、ICT 機器を積極的に利用したアクティブラーニングなど質の高い教育を実践する環境を整備する。

- ・⑥-4-1 YNU リテラシー教育の教材に対する満足度調査を継続的に実施し、次年度の教材の見直しと改訂を行う。
- ・⑥-4-2 図書館システムの改善（予算に配慮し、新機能に対応したクラウド型）した調達（開札・検収）を行う。
- ・⑥-4-3 共通経費購入電子ジャーナル等の内容見直し（価格上昇率や利用統計等を考慮し、契約モデルを選ぶ。）を図る。

⑥-5 産業界のニーズに基づき、産業界との連携によるキャリア教育や課題解決型手法による授業を通じて、学生のキャリア形成支援を行う。

- ・⑥-5-1 入学から卒業（修了）まで内部質保証を伴った大学教育を実現するため、卒業生・就職先調査及び産業界ニーズ調査をさらに発展実施し、その成果を内外に展開するとともにキャリア教育の充実を推進する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

⑦-1 グローバル新時代に対応した社会的人材育成の観点から、キャリア形成を軸とした高大接続を可能にする入試改革を行うとともに、高大接続を推進するための組織を整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直す。

- ・⑦-1-1 優秀で勉学目的の明確な学生獲得のため、アドミッション・ポリシーと選抜方法の関連性を検証する。

⑦-2 YNU グローバル教育コア (YNU-GEC) を先導役として、本学のグローバル展開に資するために、ウェブ出願、渡日前入試等海外の志願者がアプローチしやすい入試制度を拡充し、海外協働教育研究拠点を活用した海外の高校との高大接続、いわば、留大接続を推進する。

- ・⑦-2-1 特に新興国からの受入れが促進されるよう海外協働教育研究拠点の活用や入試制度の見直しを行う。拠点の活用については、大学紹介プレゼンテーション資料の現地語訳、大学案内冊子の配布、現地の高校・大学についてのリサーチや営業活動、本学ウェブサイトの完全英語化による情報掲載の改善等を行う。
- ・⑦-2-2 ウェブ出願システムの全学導入に向けて、他大学の状況調査、関連会社との検討を行い、受験生・大学双方に利便性の高いシステム構築に向けた検討を行う。
- ・⑦-2-3 優秀な留学生獲得の施策として、海外からの直接出願の受理については引き続き可能性を検討し、入試広報については、平成 30 年度に行ったウェブサイト拡充内容の更なる充実を検討するとともに、在学している留学生が出身高校や出身大学への広報を行う等の効率的な方法を検討する。

⑦-3 レイトスペシャライゼーション型の教育プログラム（late specialization：入学時に学科等の所属を決めず、入学後の総合的な学修や基礎科目の履修を通じて専攻を決める教育課程編成方法）を実施するため、入学者選抜における募集単位の大きくくり化を進める。

- ・⑦-3-1 経済学部及び経営学部では新カリキュラムのレイトスペシャライゼーション型教育プログラムの広報を行い、入試の受験倍率（受験者数／募集人員）3倍以上を確保する。また、入学志願者に GBEEP の在学生の海外での活動状況を紹介するなど広報活動の強化に努めるとともに、優秀な志願者を増加させるため、経済学部で AO 入試の拡大を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

⑧-1 人文系・社会系・理工系及びそれらの分野横断型の各研究分野に対して、社会のニーズや分野の特性を踏まえた評価指標を新たに導入し、研究 IR を活用して戦略的に評価を行うことで研究意欲を高める。特に本学の研究における強みとしている特定分野においては、先端科学高等研究院に設置した研究ユニットを中心に海外との連携を積極的に行うことで、公表する英文論文のうち国際共著論文を 30%以上とするとともに、成果が作品など論文数で評価が困難な分野においても、国際的なプレゼンスを向上させる成果を創出する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑧-1-1 前年度改修した教育研究データベースを活用して、評価指標に基づく各種情報収集を継続する。
- ・⑧-1-2 海外からの招聘研究者と共同して国際的な文理融合の最先端研究を実施し、その招聘研究者と少なくとも 1 編以上の論文を執筆する。さらに、新技術や新システムの社会実装やイノベーション創出を促す産学官との実践的な共創活動を牽引する。
- ・⑧-1-3 国際共著論文率の推移を確認し、必要に応じた支援を実施する。
- ・⑧-1-4 国内外の研究者との共同研究の数及び活動状況についての調査を行い、共同研究・受託研究の活性化支援を行う。
- ・⑧-1-5 本学所属教員が発表する建築・芸術作品等といった、論文数等で評価することが困難な分野における成果をまとめ、それらを英語で広報する取組を実施する。

⑧-2 グローバル新時代における諸課題を始めとする社会のニーズに応え、また、新たな学術領域形成を導くため、人文系・社会系・理工系のうち本学に特徴的な分野、及びこれらを横断する新分野を本学の特徴的研究として「YNU 研究拠点」に認定し社会に公表する。なお、「YNU 研究拠点」は、本学が特徴とする文理融合研究を行う研究拠点数を全体の 30%以上とする。

- ・⑧-2-1 重点支援制度並びに新制度基準に基づく YNU 研究拠点制度を活用し、文理融合研究を含む重点分野と研究多様性についてバランスのとれた支援を行う。

⑧-3 学長のリーダーシップによる公募型の学内競争的資金制度によって、本学の戦略に沿った特定分野の実践的基盤研究に研究リソースを集中的に投入する。また、研究プロジェクト担当 URA (University Research Administrator) が RPO (Research Planning Officer) として選任された研究者と協働で新たな領域の研究グループを組織し、学内競争的資金を獲得させることで自律的な研究体制を支援する。これらの成果に基づき、国内・国際共同研究への発展、研究成果の発信と社会実装を目指すこと

もに、戦略的な外部資金獲得支援を行うことにより、第2期中期目標期間の平均より外部資金を30%増加させる。

- ・⑧-3-1 「YNU 研究教育構造改革パッケージ」を引き続き運用し、問題点の洗い出しと制度的な調整を行いながら、定着を図る。特に重点化支援の対象となった研究拠点については、成果報告書等を通じて活動状況を評価する。また、平成29年度に改定した YNU 研究拠点制度における、学内情報共有・国際情報発信の取組を実施・定着させる。
- ・⑧-3-2 学長主導による学内競争的資金制度により、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。また、これまでの実施状況及び改善点の積み重ねを改めて総合的に精査し、最終年度に向けた新たな制度的課題を抽出した上で、新規公募計画を構想する。

⑧-4 科学研究費助成事業については、本学が多様な学術分野の発展に対して大きく貢献することを目的として、申請書レビューやアドバイザー制度などの全学的な支援体制の強化を通して、科学研究費助成事業により研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間の平均より10%増やす。

- ・⑧-4-1 科学研究費助成事業セミナーや各部局内における申請書レビュー等の取組を実施し、科研費による研究を行う研究者の割合を第2期中期目標期間より増加させる。

⑧-5 本学の強みの一つとして掲げるリスク共生学の確立と充実のため、先端科学高等研究院に当該研究分野を集結し、世界の第一線で活躍する研究者を学内外から集めて、リスク共生学を基盤とした新たな学術分野の創出を目指して国際研究拠点を形成する。また、先端科学高等研究院の成果を教育に活かすために都市科学部を設置し、さらに環境情報学府・研究院、都市イノベーション学府・研究院を中心として、全ての大学院部局でリスク共生学の成果を創出する。同時に、リスク共生社会創造センターにおいて海外研究機関と連携して研究成果を社会に還元する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑧-5-1 平成30年に新たに設置した社会価値イノベーション研究群において、組織内外にわたる知識や技術の移転・共有のメカニズムを解明するとともに、新技術や新システムの社会実装やイノベーション創出を促すための、オープン・イノベーションのプラットフォーム形成の活動を開始する。
- ・⑧-5-2 先端科学高等研究院招聘研究者による大学院生向けの特別講義等や、先端科学高等研究院に設置された全ユニットがシンポジウム等を開催し、大学院生の参加を促すことにより、各分野での最先端の研究状況を伝え、大学院部局での研究力強化を図る。
- ・⑧-5-3 各大学院部局において、先端科学高等研究院の第二フェーズで再編した「サイバー・ハードウェアセキュリティ」、「インフラストラクチャリスク」、「社会価値イノベーション」の3つの研究群に関わる論文等を1編以上公表、またはシンポジウム等の開催を1回以上行う。
- ・⑧-5-4 リスク共生社会実現のために必要な以下の技術・制度の具体的提言・実現を行い、当センター活動の有効性を社会に発信する。
 - ①リスク共生概念を実装した新たな JIS 規格の策定
 - ②防災分野へのリスク共生研究の実装

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

⑨-1 先端科学高等研究院の研究基盤であるリスク共生学の確立に向け、人材の多様化・グローバル化を行うことによって研究の活性化を図ることを目的として、学外及び海外から世界の第一線で活躍する研究者を招聘し、研究ユニットに参画する教員の50%以上を招聘研究者とする。また、各ユニットに学外や海外の勤務経験者を専任教員として採用する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑨-1-1 海外からの研究者の招聘を継続するとともに、各研究ユニットに学外・海外勤務経験者を専任教員として引き続き配置する。国際連携の管理指標として海外からの招聘数や割合だけでなく、海外に出向いての連携数も併用する。
- ・⑨-1-2 外国人研究者受入れのサポート体制についての学内他部局との事務の合理化・手続きの簡素化の取組を実施する。

⑨-2 実践的学術の国際拠点形成のため、研究推進機構運営会議の開催を通じて、人文系・社会系・理工系の分野が一つのキャンパスにある優位性を活かした研究科・各研究院との連携を強化するとともに、研究 IR による評価を全学で共有する体制を整備する。

- ・⑨-2-1 研究推進機構運営会議を通じて、研究戦略の情報を全部局で共有する取組を行う。また、研究 IR 情報の共有が適切に行われているかを確認し、必要に応じ改善を図る。平成 30 年度より計測を始めたオープンアクセス率について学内への情報提供を実施する。さらに、全学の研究力向上に資する指標作成について調査検討を行う。
- ・⑨-2-2 RPO 制度を活用することで、各部局が定める研究のミッションや組織的な特徴を把握し、全学的な研究戦略を検討・支援する。

⑨-3 専門分野に応じて、著書数、専門誌の論文掲載数、高インパクトファクタ等国際的な評価の高い学術誌への論文掲載数、招待講演数、社会的評価等の多様な評価システムを導入し、URA 等による研究力の分析を行う体制を整備する。

- ・⑨-3-1 教育研究活動データベースのバージョンアップ後、適切に情報収集する体制を整備し、現状把握を実施する。

⑨-4 研究力に関する分析結果を公表することにより教員の研究活動の現状把握を進めると同時に、評価に基づく研究組織の見直しを不断に実施する。さらに、URA を増員して外部資金獲得等の研究支援、及び研究分析に基づく新たな研究企画を行うための体制を強化することにより、本学の強みを活かした研究分野を創出するとともに、基盤研究に関するさらなる研究成果の増加と新規研究分野の開拓を行う。

- ・⑨-4-1 本学の研究力の状況について外部の学術文献データベース等から得られる情報を整理し公表するとともに、教育研究活動データベースの新バージョンへの移行を実施する。
- ・⑨-4-2 研究情報をはじめとする大学情報の集中管理及び調査・分析を行う体制を整える。
- ・⑨-4-3 長期的研究分野の妥当性を検討する指針となる研究推進機構の研究戦略について検討を進め、他領域との整合性確保に努める。また、YNU 研究拠点の整理を引き続き行い、平成 29 年度の YNU 研究拠点制度改定で新たに設けた年次報告書を活用し、拠点活動の全学戦略との接合をより短いスパンで検討する。URA や先端科学高等研究院の研究戦略企画マネージャー及び3つの研究クラスターに配置した専任教員

の連携体制を強化し、本学の強みを活かした研究分野創出に取り組む。

- ・⑨-4-4 国際学術ジャーナルへの投稿を促し、本学の基盤的研究に関する研究成果増加を導く。事業の適切性を確認するため、過年度に同事業で支援を受けた論文の状況について追跡調査を実施する。

⑩-1 研究力評価を担当する URA 等により各分野の研究情報を的確に把握して学内外に提供し、また関連する教職員が戦略的な研究支援に参画する等、本学の研究力の向上と分野の枠を越えて学内外での共同研究を推進する体制を整備する。

- ・⑩-1-1 研究 IR を担当する URA により、教育研究活動データベース、外部の学術文献データベース等を用いて研究状況を把握し、学内に報告する。
- ・⑩-1-2 本学の研究をわかりやすく外部に発信するためのコンテンツを作成し、5 件以上の情報発信を実施する。
- ・⑩-1-3 YNU 研究拠点の充実等を通じて学内連携、学外（産学を含む）連携等の共同研究を促進させる場作りを支援し、その事例を増加させる。
- ・⑩-1-4 産学官連携コーディネーターと知的財産マネージャーとの協働を図ることにより、産学官連携推進部門の活動を充実・活性化させる。また、部門選定型重点支援制度を充実・発展させ、YNU 研究イノベーションシンポジウムによる情報発信を両輪とする取組で、共同研究体制の充実に繋げる。

⑩-2 若手研究者を主幹的研究者へ成長させるために、分野の枠を越えて多様な経験のある研究者との協働体を形成することにより、新規研究テーマの考案手法から研究実施、研究成果の創出、さらには社会への還元までを含めて若手研究者を指導する体制を整備する。

- ・⑩-2-1 各種研究グループを中心に科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の申請に際して、若手研究者を含む共同申請グループの形成を促す。さらに、学内競争的資金制度を活用し、新たな若手支援として次々世代の中核拠点形成に向けた制度構築等、取組を検討・提案する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

⑪-1 研究推進機構の産学官連携推進部門及び地域実践教育研究センターにおいて、地域や社会のニーズを十分に把握し、企業との連携、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携、さらには地域で積極的に活動している NPO 法人等との連携体制を確立する。具体的には、企業や自治体等への指導助言活動や連携に教員が積極的に参加する等の交流機会を増加させ、これらを通じて、学生のインターンシップ、社会人の再教育、社会人の博士課程後期受入による人材育成支援、企業や行政の職員や技術者と本学教員との相互交流、地域をフィールドとした演習活動とその成果の地域への還元を行う。

- ・⑪-1-1 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市等の主要な自治体との連携・情報交流を定期的に行い、最新の課題・ニーズ等を把握することで、連携協定を実質化する施策をより進める。また、その他の自治体や横浜市内の各区等とも積極的な連携体制を確立し各自治体等の抱える課題等の把握、解決に努める。
- ・⑪-1-2 「神奈川 R&D 推進協議会」や「かながわ産学公連携推進協議会」等の連携・支援組織を活用し、大・中小企業の抱えるニーズ等を把握し、共同でその解決に努め

- るなどし、地域貢献及び共同研究、受託研究等を推進する。特に、平成 29 年度から継続している YNU 研究イノベーションシンポジウムを起点とした共同研究を推進する。
- ・⑩-1-3 自治体、地域活動団体及び NPO と連携した、学生のインターンシップ派遣や、地域をフィールドとした教育研究活動の実施を通じ、地元地域の活性化に寄与する。
 - ・⑩-1-4 地域社会のニーズを踏まえた社会人教育を行うことにより、地域の人材育成を支援する。
 - ①引き続き大学院教育強化推進センターと協力し、社会人学生の在学学生、修了生、派遣元企業へのアンケート調査の分析を行う。【理工学府】
 - ②平成 30 年度に引き続き、組織改編計画に沿った社会人受入れを着実に実行する。【環境情報学府】
 - ③博士課程後期への社会人受入れの効果の評価指標を検証し、必要に応じて修正を行う。【都市イノベーション学府】

⑩-2 地域を主体としたコンソーシアムで得られた成果を、国内の連携大学を通して他地域に発信・展開し、さらに新興国を中心とした海外の協定大学との連携により、本学の研究成果を、課題を抱えている地域に展開することにより、本学の目指すグローバルとローカルが関連する実践的課題の解決を具現化する。

- ・⑩-2-1 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）や神奈川県などと連携した活動体制に積極的に参画、活動し、地域課題のニーズ把握、情報共有に努め、課題解決の具体化に取り組む。合わせて、平成 30 年に構築した地域の企業や行政との連携を、共同研究講座等の仕組みを用い強化する。さらに、これらの連携をもとに国等の競争的資金に基づく大型プロジェクトへの提案を開始する。
- ・⑩-2-2 地域連携にかかる教育・研究成果の発表会を開催し、地域における実践的な取組についての情報発信をすることで、地域連携シーズの PR を行い、外部資金の獲得に繋げるものとする。

⑩-3 今後の産業構造の変化等に対応し、生涯にわたる学修機会拡大のニーズに応えるため、公開講座等を通じた最新の知見の提供、サイエンスカフェを通じた大学と社会との対話の場の提供等のアウトリーチ活動と社会貢献を行う。また、受講者アンケート等を実施して評価・改善を行い、地域社会のニーズを捉えたプログラムを充実させ、公開講座及びサイエンスカフェについて平均受講者数を第 2 期中期目標期間の平均より 10%増加させることで、学修機会の提供拡大を実現する。

- ・⑩-3-1 公開講座については、引き続き 3 つの対象者別の講座を実施し、受講者アンケートの結果を踏まえて内容改善を行い、前年度より受講者満足度を増やす。また、受講者にとって適切な開催場所や開催時期の検討を行うほか、高校生向け「プレカレッジ」講座においては、アンケート結果で高校生が興味のある内容の講座を開講し、受講者増に繋げる。また、公開講座広報について、より効果的な方法を検討する。
- ・⑩-3-2 サイエンスカフェについて、新たに策定した運営方針を基に、参加者と本学研究者が共有できるテーマを設定する等、満足度や参加者数を向上させる取組を実施する。

⑩-4 地域教育界に多くの管理職を輩出してきた実績を踏まえつつ、引き続き地域の教員養成の中核としての役割を果たすため、教育学部においては、教職に対するモチベーションの維持・向上、及び高い資質能力の育成を通じて、県内小学校教員養成の

占有率を10%に高めることを目指す。具体的には高大接続の新たな取組み（ダブルインターンシップなど）や、本学と横浜市教育委員会等が連携し開発した教員養成段階で培う質と水準に関する枠組みである「横浜スタンダード」及び「教育実習ハンドブック」に基づく教育実習、グローバルとローカルに焦点を当てた教育イノベーション科目（外国につながる子どもの学習支援、小学校英語、インクルーシブ教育、ICT教育など）の設置、アクティブラーニングの推進、スクールデーの新設などを通して新たな教育課題に取り組む。また、学校現場の課題に通じた大学教員の割合を高める必要があることから、教員採用の際に学校現場で指導経験を有する者を募るとともに、教育学部教員がFD活動等を通して附属学校等における現場指導経験を積むことにより、現場指導経験を有する大学教員の割合を第3期中期目標期間末に30%確保することを目指す。

教育学研究科では、世代交代の著しい地域教育界のニーズを踏まえ、教員養成機能は主に教職メンタリングを中核に据えた教職大学院に移行し、修了者の教員就職率は第3期中期目標期間末に80%を目指す。一方、既設の教育学研究科（教育実践専攻）は、研究科設置以降、多数の研究者を輩出してきた成果を踏まえ、教育デザイン研究や教育インターンなどによる理論と実践の往還からなるカリキュラムを通じて、高度専門職（研究者など）、学校を支える高度教育関連職（カウンセラーなど）や、県内教育界の課題である中等学校の授業改善に資する教育学をベースとした教科の専門性に優れた中等学校教員などの養成を行う。なお、教職大学院と既設研究科の規模の見直しを行うまでの期間の修了者の教員就職率は70%を目指す。

- ・⑩-4-1 教育学部へ入学を希望する高校生対象のインターンシップの拡充と在学生の学校インターンシップ活動の奨励を行う。また、在校生の意識調査を継続し、カリキュラム等における学生指導の改善を検討する。
- ・⑩-4-2 教職大学院の実務家教員の計画的な採用を実施する。学校現場での指導経験の無い教員について、附属学校の研究集会等を利用した研修を継続する。
- ・⑩-4-3 教育学研究科における教員養成及び育成の機能のあり方や、各専攻の規模の見直し等について、教育委員会と連携しながら具体的な検討を行う。
- ・⑩-4-4 教育学研究科については、入学希望者や修了生等への意識調査によって学生の実態を把握すると共に、教職大学院諮問会議や連携協議会における神奈川県内教育委員会からの意見を参考に、カリキュラム等の見直しを行う。
- ・⑩-4-5 神奈川県内の教育課題を検討するダイバーシティー応答型教員養成・育成ラボ（仮称）の組織構成とその内容について検討する。

⑩-5 地域の広域避難場所の指定を受けている防災拠点として、地元保土ヶ谷区との防災協力協定等に基づいた地域連携活動を行う。具体的には、公開講座による防災教育の実施、減災や事前復興に関する研究成果の社会への普及啓発、災害時における非常通信の支援などを通じて、安心安全な地域社会の実現に貢献する。

- ・⑩-5-1 自治体、地域での防災等の講座・ワークショップなどへの講師派遣に積極的に取り組むとともに、これまで蓄積した「災害・復興に関する研究」成果をウェブサイト・書籍等で発信することにより、社会へ還元する。
- ・⑩-5-2 業務システムの業務継続計画（Business continuity planning: BCP）対策について全学的な体制を整えるよう、学内諸会議にて今後の方向性を含めた提案を行い、実現に向けて働きかける。

⑩-6 上記の取組みを始め、本学の教育研究活動の成果や資源を県内外の大学、企業

や自治体等との連携活動に還元し、その取組成果を国内外に発信する活動を YNU ローカル実践コア（YOKOHAMA National University-Local Practice Core：YNU-LPC）と位置付けて展開し、地域発展の中心的役割を果たす。

- ・⑩-6-1 公開講座については、高校生、現役世代社会人、地域社会（一般）それぞれを対象に適切な講座を開講し、受講者アンケートの結果を踏まえて内容改善を行う。また、公開講座の動画を配信し、地域社会、国内外への知の還元を行う。
- ・⑩-6-2 地域実践教育研究センターを中心として、教職員・学生のローカル実践活動への意識改革に努め、また、ローカル実践教育（副専攻プログラム等）を充実することで、教職員及び学生の地域連携活動への普及の一助を担う。
- ・⑩-6-3 神奈川県内の高校及び中学校における教育支援の進め方について、県内の教育委員会と連携協議会において協議する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

⑫-1 教育研究の活動状況の多言語による情報発信、渡日前入試を始めとする柔軟な入試制度の導入、YGEP 等の新たな教育プログラムの展開、チューターやボランティア学生を活用した学修支援、校友会や海外同窓会と連携した日本及び母国での就職活動指導などのキャリア支援、共同学位制度等の体制整備や海外協働教育研究拠点を活用した留学生や外国人研究者を受け入れる体制強化を行う。また、交換留学やショートビジットの拡大、2 学期 6 ターム制を活用したサマースクールの設置など、短期留学生の受入体制も強化する。これらの施策により平成 33 年度末までに、学部における留学生受入数を平成 26 年度末時点の 2.5 倍に高める。同じく大学院における留学生受入数は、収容定員に対して、博士課程前期で 35%、博士課程後期で 50%に高める。さらに留学生受入総数としては、平成 33 年度末には平成 26 年度末時点の 2 倍に高める。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・⑫-1-1 国際戦略機構と連携し、前年度までに開設した海外協働教育研究拠点のウェブサイトページ、また英語サイト全体についても、最新情報が掲載されるよう継続的な発信を行う。また、4月に公開するリニューアル後のウェブサイトについて、在学生・卒業生を対象としたアンケートを実施し、ユーザビリティ向上の検討を行い、今後の改善に繋げる。
- ・⑫-1-2 グローバル人材育成研修（初級）を実施する。引き続き、英会話研修を実施し今後の英会話研修の形式を決定する。
- ・⑫-1-3 留学生受入れ促進策の提案・改善を継続的に行い、受入れを増加させる。海外協働教育研究拠点からの研究者受入れを促進するとともに、留学生受入れ促進策のうち、正規生については海外協働教育研究拠点とのダブルディグリープログラムの実施、拠点への入試説明、留学生の就職支援の拡充、正規生以外については交換留学・ショートステイの拡充を行う。
- ・⑫-1-4 富丘会のキャリア・アドバイザーによる「就職相談」や、校友会・国内同窓会との協同企画就職支援イベントにおいて、外国人留学生に対してもより良いサポートになるよう見直しを行い実施するほか、外国人留学生からの意見聴取を行うとともに、外国人留学生の就職支援を行う会社から情報を入手し、さらに有効な就職支援策の検討を行う。
- ・⑫-1-5 校友会や海外同窓会の協力を得て、留学生の新たなインターンシップ先の開拓を行うなどのキャリア支援を行う。

- ・⑫-1-6 優秀な留学生獲得の施策として、海外からの直接出願の受理については引き続き可能性を検討し、入試広報については平成 30 年度に行ったウェブサイト拡充内容の更なる充実を検討するとともに、在学している留学生の出身高校や出身大学への広報を行う等の効率的な方法を検討する。

⑫-2 キャンパス内での外国人や日本人の間のコミュニケーションを活性化させるため、日本人学生に対しては TOEFL、TOEIC、IELTS 等の英語能力試験と連携した教育内容の取り入れなどによる英語教育の強化を行い、留学生に対しては日本人学生ボランティアを活用した日本語教育の充実を行う。
また、2 学期 6 ターム制の導入に連動させて、2 ヶ月あるいは 4 ヶ月の海外短期留学や海外インターンシップ、海外協定大学での外国語学習集中キャンプの拡充を行い、2 割以上の学部学生に在学中に海外経験をさせる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑫-2-1 履修条件を TOEFL スコア (520 点以上) とする 3 年次対象の英語演習科目を開講し英語教育を強化する。
- ・⑫-2-2 学部学生の 16%が海外渡航を経験するよう海外集中キャンプのプログラムを新設する等の取組を行うとともに、受入れ留学生の日本語教育支援を強化する。

⑫-3 教育研究の国際展開を推進するため、海外協働教育研究拠点の活用を始め、協定大学との単位互換や研究者相互交流機会の増加により、現地での教育研究支援を行いながら、ローカルな課題からグローバルな課題まで共同教育研究を行う。

- ・⑫-3-1 海外同窓会と連携したインターンシップの拡充、国際みなとまち大学リーグを活用したプログラムの実施とともに、本学の海外協働教育研究拠点を活用した実践的学修を実施し、単位化を行う。また、前年度に着手した、ダナン大学との共同研究プロジェクトを着実に進展させる。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

⑬-1 国立大学の教員養成学部附属学校としてのこれまでの実績を踏まえ、学部生の教育実習や研究院生の教育インターンなどの各種実習科目を、学部・研究科と連携した学校研究の柱として明確に位置づけるとともに、教育実習等を通じて教員としての資質・能力の向上を系統的に評価して学部・研究科のカリキュラム改善に活かす制度を構築し、その成果を地域教育界や他大学等に研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-1-1 これまで附属学校で実施してきた教育実習のフィードバックと教員養成スタンダードを基に、教育実習や学校インターンシップと他の授業科目との関連性を高める検討を行う。
- ・⑬-1-2 神奈川県内教育委員会との連携協議会を継続し、学部及び大学院の実習関連科目における附属学校及び地域の学校との連携をさらに充実させる。

⑬-2 学部と連携して附属学校が取り組んできた現代的教育課題への先導的な取組みの成果 (附属横浜中学校における ICT 教育や中高連携、附属鎌倉小・中学校における小・中一貫教育、特別支援教育など) を踏まえながら、従来の成果発信型の取組みから、より県内学校の実情に即した双方向の地域共創型の取組みへと発展させるとともに、神奈川の先導的教育実践モデル構築に向けた制度設計を推し進めるなど、地域教育界の共創拠点としてそのイニシアティブを執っていく。

- ・⑬-2-1 神奈川県内の教育委員会との連携協議会等を継続し、地域の教育課題を共有し、課題の改善に向けた取組をウェブサイトや教育学研究科の研究誌「教育デザイン研究」、附属学校における公開研究会等を通して発信する。
- ・⑬-2-2 附属学校のリソースをもとに教育委員会との連携・協働、小・中・高等学校との学校間連携のモデル構築に向けた試行実践を継続するとともに、中間的な成果の発信を行う。

⑬-3 世代交代の著しい地域教育界の課題に応えるために新設する教職大学院の連携協力校となり、教育実習などを通して県内教員の育成・養成に取り組むとともに、神奈川県及び3政令指定都市教育委員会等との教職大学院諮問会議等の調整を経て、連携協力校としての取組みの成果を教職大学院生のみならず、教職大学院に進学しない県内教員にも研修や情報提供等により普及させていく。

- ・⑬-3-1 教職大学院の連携協力校として附属学校で学生を受け入れ、学校実習や研修の在り方について検討する。
- ・⑬-3-2 神奈川県内の教育委員会との連携を強化し、附属学校の研究成果を発信するとともに、検証・改善を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

⑭-1 学長のリーダーシップによるガバナンスを強化するため、全学の教育研究活動を把握して戦略的な大学運営、大学経営を行う体制を構築する。具体的には、各部局において教員が教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等における活動状況をエフォート等により部局長に報告することにより、部局長が部局全体の活動状況を把握できる体制を全学的に整備する。さらに各部局長は部局の活動状況を大学執行部に報告し、大学執行部は大学全体の教育研究等の活動状況を把握した上で、学長のリーダーシップのもと、大学の教育・研究・社会貢献・国際展開・大学運営等の改善・充実方策を打ち出し実行する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・⑭-1-1 教員活動報告によるデータ収集を継続し、大学の基礎データの蓄積とその分析を進める。分析結果は大学運営の改善に活用する。
- ・⑭-1-2 学長のリーダーシップによるガバナンスの更なる強化に向け、戦略企画能力を高めるために大学 IR 室を設置する。
- ・⑭-1-3 全学教育研究施設の運営体制見直し等により、機能強化及び業務効率化を行う。

⑭-2 自律的な運営改善に資するため、経営協議会を始めとする学外者の意見を法人運営に適切に反映する。また、新たに設置する都市科学部に多様な視点からの助言を学部の運営に活かしていくための仕組みとして学外の委員を中心に構成される運営諮問会議を設置するとともに、その他の学部・大学院においても都市科学部の成果を踏まえつつ学外者の意見を運営に反映する仕組みを導入・強化する。さらに、監事が、財務や会計の状況に加え、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学の意思決定システムを始めとしたガバナンス体制等についても監査することができるよう、役員会、経営協議会その他重要な会議の出席、事務局からの資料提出、情報提供の充実など監事サポート体制を強化する。

- ・⑭-2-1 引き続き監事をサポートするため、予算・決算を始めとする財務情報の提

供を行うとともに、平成 31 年度監事監査計画の監査重点事項の策定支援を行う。

- ・ ⑭-2-2 都市科学部においては運営諮問会議を開催し、学部運営と教育内容について意見聴取と必要な反映を継続するとともに、「都市科学フォーラム」や「都市科学シンポジウム」を通じて、教員側の文理融合を推進する。その他の学部・大学院においては、情報収集をした内容を基に、学外者の意見を聴取する体制構築に着手する。

⑭-3 運営費交付金に加え、助成事業を始めとする各種競争的外部資金の確保、寄附金を始めとした自己収入の増加、民間資金等を活用した施設整備手法の導入などによる経費の抑制を進めることにより、基盤的な教育研究関連経費を確保する。また、学長のリーダーシップに基づく学内競争的経費を拡充し、本学の強みを活かすため重点的かつ戦略的に執行する。

- ・ ⑭-3-1 大型寄附獲得のための企業訪問を継続し、小口の寄附金獲得増加に向け大学や各同窓会のイベント、総会等で基金獲得に向けた取組を実施するとともに、過去の寄附者や卒業生をデータベースとして効果的な基金広報を進める。
- ・ ⑭-3-2 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者発注について、前年度選定した業者に基づき試行するとともに、対象部局拡大に向けた検討を行い、引き続き契約単価の削減を目指す。また、教職員から経費抑制・収入増加方策の提案を受けた経費の抑制等を行い、管理的経費を抑制する。
- ・ ⑭-3-3 学内競争的経費に係る予算については、文部科学省から示される学長裁量経費の額を踏まえつつ、大学の取組構想に基づく各戦略を更に推進するための事業に重点配分できるように、自己財源等も充当し、学長戦略経費を確保する。また、各事業の取組成果も踏まえ配分することとする。
- ・ ⑭-3-4 土地建物貸し出しについて幅広く周知すること等により土地・建物使用料収入の増加に努める。

⑭-4 教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成 28 年度中に 56 人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、テニュアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の若手比率が概ね 20%となるよう年齢構成に配慮した雇用を促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ ⑭-4-1 国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドラインをもとに新たな年俸制の制度設計に着手する。
- ・ ⑭-4-2 引き続き、テニュアトラックをはじめとした若手教員を積極的に採用する部局に対し、学長戦略経費を活用し支援を行う。

⑭-5 女性の活躍推進のため、女性役員を登用するとともに、管理職に占める女性の割合について 13%以上を達成する。さらに、男女共同参画推進センターを中心に育児や介護などにより研究時間が制約されている研究者を支援する「研究支援員制度」、育児や介護などにより研究を中断したが再開を希望する女性研究者に研究の機会と場所を提供し次のステップへ進めるように支援する「みはるかす研究員制度」等、これまで実施してきた支援活動を一層充実・継続するとともに、「横浜国立大学男女共同参画アクションプラン」に基づく種々の取り組みの展開により女性の積極的な採用を進

め、第3期中期目標期間末における女性教員の在籍比率を19%以上とする。

- ・⑭-5-1 平成30年度に採択された「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業を活用した共同研究実施による女性研究者のキャリアアップと、理系の女性研究者拡大を目指したシンポジウム等の情報発信を実施する。
- ・⑭-5-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画を引き続き実施する。

⑭-6 学長がリーダーシップを発揮して大学のミッションを的確に実行するため、全学の重要事項について、テーマ別に理事、副学長及び部局長等が構成員となる会議を設置し、意見聴取の場を設け、各部局等の状況を把握した上で意思決定を行う。この過程で学長は、全学的コンセンサスを高める風通しの良い組織運営に努め、ガバナンスを強化する。また、学長が大学の将来像を策定するにあたり、若手中堅教職員との懇談の場を設定し、平成31年度を目途に、横浜国立大学21世紀中長期ビジョン（YNU21）を策定し、中長期的な戦略と将来ビジョンを示す。

- ・⑭-6-1 横浜国立大学21世紀中長期ビジョン（YNU21）の原案を基に経営戦略懇談会等において検討を行い、横浜国立大学21世紀中長期ビジョンを策定する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

⑮-1 平成29年度に学部を中心とした教育組織の改編を行う。教員養成に関しては教育人間科学部人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部に組織改編するとともに、教育学研究科に教職大学院を設置し教員養成機能を強化する。なお、教育学部の入学定員については、社会情勢を踏まえ平成32年度に第4期中期目標期間に向けた検証・見直しを行う。社会系では経済学部2学科体制、経営学部4学科体制を、それぞれ1学科体制にして、グローバル新時代に対応し総合的な力を持った人材を育成する教育組織にするとともに、経営学部・夜間主コースは、ビジネススクールの要素を含む新たな社会人教育プログラムを創設する。

新たに都市科学部を設置し、本学の強みであるリスク共生学と文理融合の蓄積を活かした教育を行う。同時に理工学部においては4学科体制から3学科体制へ組織改編し、新しい分野の教育が可能になる体制を整える。

- ・⑮-1-1 平成29年度に組織改編を行った学部について、引き続き設置計画履行状況等調査に基づいたチェックを行い教育水準の維持・向上に努め設置計画を確実に履行する。

⑮-2 平成30年度に工学府及び環境情報学府の組織改編を行い、理工学部・都市科学部で育成する人材の受け皿となる体制を構築するとともに、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材育成機能を強化する。

- ・⑮-2-1 平成30年度に組織改編を行った大学院について、引き続き設置計画履行状況等調査に基づいたチェックを行い教育水準の維持・向上に努め設置計画を確実に履行する。

⑮-3 上記の組織改編による教育効果を全学的に評価・検証し、新たな社会のニーズや時代の変化に対応する教育課程及び組織のあり方について不断の見直しと整備を行う。

- ・ ⑮-3-1 組織改編による新たな教育プログラムの教育効果を評価・検証し、不断の見直しを行う。
 - ①在校生と卒業生・修了生のアンケート調査を継続して実施し、カリキュラム等の見直しを行う。学部学生については、「スクールデイ実践」等のカリキュラムや教育実習、就職支援等の充実を図る。大学院においては、アンケートに加え、教職大学院諮問会議における神奈川県内教育委員会からの意見も参考に、特に教職大学院の拡充を軸とした改組計画の立案及び教科教育コースの在り方の検討、カリキュラムの充実を図り、専任教員及び兼務教員の拡充を進めながら教員組織の再編を図る。【教育学部、教育学研究科】
 - ②新カリキュラムで3年次から履修可能となる応用専門科目Ⅱ(中級専門科目)及び分野別演習が始まることに對し、その効果分析のためのアンケート調査を行う。またGBEEP 学生に對し、経営学部専門科目と海外学修科目に對するアンケート調査も行う。【経済学部】
 - ③前年度の授業アンケート調査の結果に基づき改善計画を立てる。改組進行中の経営学部生に對して、博士課程前期の大学院教育に関するニーズ調査を行う。【経営学部】
 - ④全学的に実施した学生の行動を調査するアンケート調査の結果に基づいて、理工学部及び各教育プログラムの現状に合った改善の方向性と対策を抽出し、教育の評価検証を継続的に行う。【理工学部】
 - ⑤国際経済法学専攻の英語プログラム(トランスナショナル法政策プログラム)については、前年度までに行った点検結果を反映させた博士課程前期において柔軟なカリキュラムを適用する。【国際社会科学府】
 - ⑥大学院教育機能強化センターと協力し、大学院全学教育科目への科目提供を検討する。【理工学府】
 - ⑦2年次生に對し教育プログラムに関するアンケートを実施するとともに、その結果を分析し、教育方法の改善及び教育効果を検証するためのデータを収集する。【環境情報学府】
 - ⑧代議員会を基盤にした教育検討委員会にて、カリキュラム及び単位に関する改善案を取りまとめ、その実施に向けて見直し案を作成する。また、必要に応じて具体的な措置をとる。【都市イノベーション学府】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ⑮-1 学長のリーダーシップの強化等による運営体制の改善と、都市科学部の設置を始めとする全学一体による教育研究組織の改編や留学生の教務・入試関連事務組織の全学的整備等、グローバル化等に対応した事務組織の再編を行う。その際、事務局と部局の事務の役割分担を明確にし、業務内容に応じた集約化を進めるとともに適正な人事配置を行う。

また、職員の能力向上や、事務の効率化・合理化に資するため、職員の意識改革・スキルアップおよび業務改善等を目的とした研修等を計画的に実施する。
- ・ ⑮-1-1 引き続き業務の点検と見直しを行うとともに、必要に応じ事務体制の見直しを行う。
 - ・ ⑮-1-2 効果的な PR を行うため、リーフレット等広報物の作成(演習)研修を実施する。
- ⑮-2 教育用基盤システム及び各事務用システムのクラウド化を行う。また各システムが有しているデータベースを全学的統合データベースへと集約化することによ

て、情報システムの整備と維持管理に必要な設備投資を抑制するとともに、拡張性と相互運用性に優れた情報システム及びデータベースの構築を図り、情報の可用性向上、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を推進する。

- ・⑩-2-1 平成30年度に策定した仕様に従って、教育用情報基盤システムを更新し、安定的運用を行う。
- ・⑩-2-2 情報基盤センターにおいてITサービスマネジメントシステム（ITSMS）の安定運用を図る。
- ・⑩-2-3 セキュリティに配慮しつつ統一認証システムの活用を推進する。
- ・⑩-2-4 平成30年度に教育用情報基盤システムの一部として導入したID管理システム、パスワード発行機の安定運用を図る。
- ・⑩-2-5 クラウド基盤上で運用している授業支援システムの利用者認証を、学内の認証サーバを参照して実現する従来の方式から、授業支援システムに認証サーバ機能（認証データベース）を持たせ、そのサーバとアカウント管理システムを論理的に統合することによって、授業支援システム単独で行える方式に移行し授業支援システムの可用性を向上させる。
- ・⑩-2-6 情報の重複や分散を防ぎ、他の業務システムの整備と維持管理に必要な投資と労力を抑制するとともに、業務プロセスの簡素化、効率化、合理化を進めるために、学内の管理運営業務におけるグループウェア「サイボウズガルーン」の積極的な活用を推進することを全学的方針として定め、その方針のもと、グループウェアの一元的データベースとしての活用を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

⑪-1 助成事業を始めとする各種競争的外部資金の獲得を促進するため、IR機能を活用して、各種競争的外部資金事業の情報収集・分析及び本学の申請状況・分野等の分析を行い、それらを有機的に連結させることにより、今後も資金獲得が期待できる本学の強い分野及び申請数を増加させることによって資金獲得の増加が期待できる分野を洗い出し、重点的に申請を促す。加えて、申請を資金獲得に結び付けるため、URA等による国策等の背景も踏まえた各種競争的外部資金事業に関する分析結果の提供やその分析に基づく助言、申請書の書き方講座の実施等、戦略的に申請、資金獲得するための支援体制を整備する。

- ・⑪-1-1 研究IRを担当するURAにより、競争的外部資金の申請状況の整理、分析を実施し、資金獲得増加が期待できる分野を洗い出し、研究企画の実施に際して情報提供を行う。
- ・⑪-1-2 各種競争的外部資金について整理された情報を基に、情報提供や、申請書の書き方講座等の実施など、申請促進に向けた取組を行う。
- ・⑪-1-3 学長主導による学内競争的資金制度について、IRを含む分析を参考にしながら運用し、大型外部資金獲得のための戦略的な支援を行う。

⑪-2 教育研究関連経費の確保のため、同窓会や校友会と密接に連携し、卒業生を始め広く本学の教育研究等の成果を周知し、寄附金等の受入を促進する。

- ・⑪-2-1 昨年度構築した寄附者のデータベースについて、基金受入れ促進の取組、及びその取組に対する寄附状況を合わせて分析を行い、それらの分析結果を活用して同窓会や校友会と綿密に連携し、より有効で効果的な寄附活動に繋げるとともに、さ

らに活用を進めるためデータベースの更新を進める。

- ・⑩-2-2 ウェブサイトやメールマガジン等における情報発信について、卒業生を対象としたアンケートを実施し、寄附金等の受入れ促進に繋がるような効果的な広報活動の検討を行うとともに、アンケートを通じたコミュニケーションを持つことで、卒業生との更なる連携・協力体制の強化を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

⑪-1 教員・職員それぞれについて、業務の点検整理、業務プロセスの改善を通じ業務の効率化・合理化を進めることにより、人件費の計画的な見直しを進める。

- ・⑪-1-1 平成 30 年 3 月に見直した財政改革方針に基づき、引き続き、人件費見直しに着実に取り組む。

⑪-2 業務の内容・プロセスを分析することを通じて民間に委託する業務の範囲を拡大するとともに、防災用品等を対象に実施している他の国立大学との共同購入の対象物品の拡大など業務改善を進め、経費の抑制を行う。また、年間役務契約の一元化・複数年化を推進するとともに、光熱水使用量の現状分析に基づく省エネルギー対策を進めることにより、管理的経費を抑制する。さらに、留学生・外国人研究者等の宿舍整備及び運営を行うにあたっては、民間資金等を活用した整備手法を導入し経費を抑制する。

- ・⑪-2-1 基盤的な教育研究関連経費を確保するため、文房具用品の統一業者発注について、前年度選定した業者に基づき試行するとともに、対象部局拡大に向けた検討を行い、引き続き契約単価の削減を目指す。また、教職員から経費抑制・収入増加方策の提案を受けた経費の抑制等を行い、管理的経費を抑制するほか、共同調達及び複数年契約期間の拡大を促進するとともに、電気・ガス契約内容見直しによる経費の抑制など、トータル的なエネルギー対策を引き続き検討し、各社のメニュー及び他大学契約実績の調査を行う。
- ・⑪-2-2 空調機の計画的な更新等を進め高効率空調機器の設置や空調機の運転調整を行い、使用エネルギーの低減により経費の抑制を図る。
- ・⑪-2-3 平成 28 年度に策定した年間役務業務の契約年数の見直し案を必要に応じて実施し、経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

⑫-1 定期的に資産を点検・評価し、有効に活用されていないものや更に有効な活用方法が考えられるものを洗い出し、教育、研究、社会貢献に資する効率的・効果的な運用管理を行う。具体的には、施設利用の点検調査に基づく学内スペースの再配分、不要品に関する情報を全学的に共有化するシステムの活用による物品の再利用の促進や休日等におけるスポーツ施設の学外への貸出し等を推進する。また、遊休資産と認められるものについては、処分を含めた見直しを進める。さらに、保有資金については、資金運用計画を策定し、金利の状況等社会情勢を踏まえ、機会損失を生じないよう留意しつつ運用する。

- ・⑫-1-1 リサイクル情報を掲示する学内教職員向け電子掲示板の利用について、教職員向けに通知を送付し、利用促進等の周知を行う。
- ・⑫-1-2 金利の状況を踏まえて安全かつ効果的に運用益を確保するため、資金運用

計画を策定した上で資金運用を実施する。

- ・⑱-1-3 施設利用状況調査等により現状把握を行う。平成 29 年度より開始した現地調査を引き続き実施し、施設を有効に活用する。
- ・⑱-1-4 財政改革方針アクションプランに基づき、当面使用が予定されない土地を一定期間、第三者に貸し付ける可能性や条件等について検討を進める。
- ・⑱-1-5 大学の行事・授業等に支障のない範囲で、ホール・講義室等の貸出についての情報提供を行い、開放機会の拡大を図る。
- ・⑱-1-6 YNUS スポーツアカデミーと連携し、体育施設の一部について、授業や課外活動に支障の無い範囲で一般開放する。また、更なる利用の促進についても検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

⑳-1 大学研究情報分析を担当する URA を増員して研究力分析の強化を図り、分野ごとに研究評価手法の多様化を行い、社会のニーズや教育研究動向を反映させた自己点検・評価を統括的に実施する。また、公的・商用データベースとの連携、活用などと併せ、教育研究活動の把握、分析を効率化する。さらに、教育、研究、社会貢献、国際展開、業務運営の定期的な自己点検・評価を全学で実施し、次年度計画の策定や部局配分経費などのインセンティブに反映するほか、分析結果、反映・対応状況を集約して大学改革、機動的な大学運営・大学経営に活用する。

- ・⑳-1-1 学内の情報収集と研究力分析を URA と研究推進課、産学・地域連携課が協働で行い、必要に応じて研究力分析体制の見直しを図る。
- ・⑳-1-2 分野別に抽出した評価指標により分野ごとの研究力を分析し、各部局との連携を行いながら必要に応じて評価指標の見直しを行う。また、researchmap の改修動向に応じた対応を準備する。
- ・⑳-1-3 外部学術情報文献データベースや researchmap の活用による、本学の教育研究活動を効率的に把握する体制となっているか確認し、必要に応じて改善を図る。
- ・⑳-1-4 全学的な自己点検・評価を行うに当たり、ロードマップに基づいた進捗管理を行うとともに、評価結果を踏まえた次年度計画を作成する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

㉑-1 社会のニーズを考慮した大学活動状況の発信のため、各種広報刊行物やウェブサイトについて、より戦略的な読者層の設定とコンテンツの見直しや、多言語化などにより情報発信力を強化する。

また、自己点検・評価結果の部局毎のウェブサイトへの掲載や、学術情報リポジトリをより本格的に機能させることで教育研究成果を広く社会に公開するほか、様々な情報発信媒体を活用しタイムリーな情報発信を行う。

- ・㉑-1-1 4月に公開するリニューアル後の全学ウェブサイトについて、在学生、卒業生にアンケートを実施し、ユーザビリティ向上における検討を行い、今後の改善につなげる。
- ・㉑-1-2 オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）から提供されるメタデータ自動入力機能の試行やオープンアクセスウィークイベントによる広報、図書館資料のデジタル化等の取組により、学術情報リポジトリコンテンツの登録件数 10,000 件

超を目指す。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

②-1 魅力ある優れたキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づく戦略的施設マネジメントに取り組む。具体的には、既存施設を長期的かつ有効に活用するため、計画的な修繕を行う資金を確保し年次計画による老朽施設の継続的な改善を実施するとともに、スペースの有効活用の観点から施設利用の点検調査を実施し、学内スペースの再配分を行う。また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などの投資を行い、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

- ・②-1-1 空調機の計画的な更新などを進め高効率空調機器の設置や空調機の運転調整を行い、使用エネルギーの低減を図る。
- ・②-1-2 施設整備計画に基づく計画的修繕により、老朽施設の改善整備、構内環境整備を行う。
- ・②-1-3 施設利用の点検調査等により確保したスペースについて、学長のリーダーシップに基づく再配分を行う。

②-2 グローバルな教育研究環境の整備のため、民間資金等を活用した整備手法により、常盤台キャンパス内に留学生・外国人研究者等の宿泊施設を整備する。また、幅広い利用者が安全、快適に利用できるキャンパス構築のため、ユニバーサルデザインや防災機能強化の視点に基づきキャンパスを点検評価し、エレベーター、トイレ、スロープ等のバリアフリー化や防災時に活用できる屋外施設等の整備を行う。

- ・②-2-1 学内の様々なニーズを幅広く反映するため多様な視点で構内調査を実施し、ユニバーサルデザインに配慮したキャンパス構築のための課題を把握、施設整備を進める。
- ・②-2-2 防災管理点検等に基づき、不具合箇所の改善整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

③-1 安全パトロールの実施と報告等を通じ、教育研究遂行上の安全な環境を整備するとともに、定期的に点検、訓練を行い、事故・災害・感染症など危機発生時における対応の迅速化、部局横断的な連携の強化を推進する。また、旅行保険や留学サポートプログラムの加入義務付けや、社会情勢に応じて海外渡航時の安全確保に関する注意喚起を行うなど、留学・派遣等により海外に滞在する学生・教職員の安全確保のための措置を講ずる。

- ・③-1-1 専門性を持った者を中心とした安全衛生体制の整備・充実を図るとともに、安全パトロールの実施と報告、毒物等点検と監査を確実に実施する。
- ・③-1-2 構内施設巡回点検や構内危険箇所等の点検を行い、必要な改善整備を実施する。
- ・③-1-3 海外に派遣する学生の危機管理については、文部科学省のガイドライン（「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」平成29年3月31日付）が徹底されるよう、危機管理システムの見直しを継続的に行いオンライン教材についてはフィードバックに基づき、必要に応じ改善を行う。

- ・⑳-1-4 感染症に対する危機管理を充実し、学生・教職員の安全確保に努める。

⑳-2 放射性物質、毒物及び劇物の適切な管理のため、定期的に放射線及び化学物質の作業環境測定を行い、安全を確保する。また、毒物及び劇物については、「国立大学法人横浜国立大学における毒物及び劇物取扱規則」に従い、毎年各部局で保管・管理状況を点検し、報告させるとともに、内部監査において保管・管理状況の現地調査を行い、改善状況を確認する。

- ・⑳-2-1 専任衛生管理者を中心とした学内の有資格者による作業環境測定及び毒物等点検と、内部監査を確実に実施する。

㉑-1 全学的な情報の管理・蓄積・公開・伝送に伴うリスクを低減し、情報セキュリティの強化を推進するため、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System：ISMS）を指針とした情報管理を行う。また、宇都宮大学との「情報戦略の協調に関する協定」に基づき、業務システムの災害時における業務継続計画（Business continuity planning：BCP）及び業務継続訓練などの業務継続マネジメント（Business continuity management：BCM）を確立するなど、情報管理体制を強化する。

- ・㉑-1-1 情報セキュリティ教育年度計画を策定し、「入学者向け教育」「新規採用者向け教育」「利用者向け教育」「部局長・センター長向け教育」「役員・副学長向け教育」を実施する。
- ・㉑-1-2 各部局における情報資産及び情報セキュリティリスクの洗い出し及び格付けを実施する。
- ・㉑-1-3 情報セキュリティ統括責任者（CISO）設置による情報セキュリティ管理体制を評価し、監査で得られた知見を基に、必要により見直しを行う。
- ・㉑-1-4 「大学情報戦略の協調に関する協定」に基づき、本学と宇都宮大学との相互協力を推進し、組織的能力開発及び情報管理体制の強化に取り組む。職員の相互研修を「新制中規模国立大学間包括連携協定」の協定校へ拡大発展させる。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

㉒-1 大学の職務を適切に執行するため、倫理、情報管理、危機管理等に係る法令遵守の周知徹底や研修を定期的実施するとともに、法令改正や実例等を踏まえた規則及びマニュアル等の整備を不断に行う。

- ・㉒-1-1 コンプライアンス事案の発生を防止する観点から、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等の理解を深めるコンプライアンス研修を引き続き行う。
- ・㉒-1-2 新規採用職員以外の個人情報取扱者に対する研修体制の計画を策定する。
- ・㉒-1-3 定期的な情報システム運用委員会の開催及び情報セキュリティ監査・教育を実施することで情報セキュリティの向上を図るとともに、監査結果を踏まえて次年度計画を策定する。
- ・㉒-1-4 産学連携活動等により生じる利益相反に関する調査を実施するとともに、調査結果を基に翌年度の調査項目についての見直しを行う。
- ・㉒-1-5 海外渡航時や私費留学生受入れ時の事前確認等、安全保障輸出管理に関する教員の意識向上のため、周知徹底を推進する。

②⑤-2 文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえて策定した全学的なルールを的確に運用することにより、教育研究の実施、あるいは業務遂行における不正行為を未然に防ぐ管理監督等の体制を、部局、職域をまたがる横断的な連携により強化する。また、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するため、それぞれeラーニング研修等を義務付けるなど、研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化する。

- ②⑤-2-1 平成30年度内部監査のフォローアップ及び内部監査結果を反映させて実効性のある監査を実施する。また、不正行為を未然に防ぐための管理監督体制として、統括管理責任者は各コンプライアンス推進責任者（部局長）に不正使用防止計画及び不正使用防止具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握する。
- ②⑤-2-2 教職員へのコンプライアンス教育として義務付けているeラーニングシステムについて、新規採用者に対しても周知徹底する。また、公的研究費等を適正に使用するためのハンドブックについて英語版を作成し、外国人教員等に配布することで外国人教員等に対しても公的研究費等の適正な使用ルールについて理解を高める。
- ②⑤-2-3 不正行為を未然に防ぐ管理監督体制として、公正研究統括責任者は各研究倫理教育責任者（部局長）に研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策の実施状況を定期的に報告させ、各部局の実施状況について把握するとともに、公正研究総括責任者の指示の下、研究倫理教育責任者の責任において研究倫理教育を実施する。また、研究倫理教育としてeラーニングの受講を全常勤教員へ義務付ける。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 1, 9 6 3, 3 6 6 千円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 平塚キャンパス外周敷地（平塚市南原1丁目24番11号）419.06 m²を譲渡する。
- 2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、安全で安心な教育研究活動を推進するための基盤的整備・充実及び戦略的な大学改革に必要な業務運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
常盤台団地総合研究棟改修（教育学系） 常盤台団地総合研究棟改修（工学系） 常盤台団地ライフライン再生Ⅲ（給排水設備） 大岡団地（附中）武道場 常盤台団地実験研究棟改修（化学系） 常盤台団地ライフライン再生（特高受変電設備） 他、小規模改修	総額 1, 9 2 9	施設整備費補助金（1, 8 9 5） （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金（3 4）

（注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・グローバル人材育成研修（初級）を実施する。引き続き、英会話研修を実施し今後の英会話研修の形式を決定する。
- ・国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドラインをもとに新たな年俸制の制度設計に着手する。
- ・平成 30 年度に採択された「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」事業を活用した共同研究実施による女性研究者のキャリアアップと、理系の女性研究者拡大を目指したシンポジウム等の情報発信を実施する。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画を引き続き実施する。
- ・効果的な PR を行うため、リーフレット等広報物の作成（演習）研修を実施する。
- ・平成 30 年 3 月に改定したアクションプランに基づき、引き続き、人件費見直しに着実に取り組む。

（参考 1）平成 31 年度の常勤職員数 968 人
また、任期付き職員数の見込みを 49 人とする。

（参考 2）平成 31 年度の人件費総額見込み 10,753 百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成31年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 264
施設整備費補助金	1, 895
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	49
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	5, 655
授業料及入学金検定料収入	5, 565
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	90
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2, 084
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	221
計	18, 202
支出	
業務費	14, 140
教育研究経費	14, 140
診療経費	0
施設整備費	1, 929
船舶建造費	0
補助金等	49
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2, 084
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	18, 202

※「施設整備費補助金」のうち、平成31年度当初予算額 1, 889百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 6百万円

[人件費の見積り]

期間中総額10, 753百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,214
經常費用	17,214
業務費	15,685
教育研究経費	3,085
診療経費	0
受託研究費等	1,281
役員人件費	104
教員人件費	8,508
職員人件費	2,707
一般管理費	614
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	915
臨時損失	0
収入の部	17,176
經常収益	17,176
運営費交付金	8,263
授業料収益	4,863
入学金収益	750
検定料収益	222
附属病院収益	0
受託研究等収益	1,641
補助金等収益	46
寄附金収益	413
施設費収益	328
財務収益	5
雑益	90
資産見返運営費交付金等戻入	236
資産見返補助金等戻入	110
資産見返寄附金戻入	209
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△ 38
目的積立金取崩益	38
総利益	0

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,900
業務活動による支出	16,178
投資活動による支出	3,709
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,013
資金収入	21,900
業務活動による収入	15,974
運営費交付金による収入	8,186
授業料及入学金検定料による収入	5,565
附属病院収入	0
受託研究等収入	1,641
補助金等収入	49
寄附金収入	443
その他の収入	90
投資活動による収入	3,639
施設費による収入	1,929
その他の収入	1,710
財務活動による収入	5
前年度よりの繰越金	2,282

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	学校教育課程 690人 (うち教員養成に係る分野 690人)
教育人間科学部	学校教育課程 230人 (うち教員養成に係る分野 230人) 人間文化課程 (H29募集停止) 150人
経済学部	経済学科 729人 経済システム学科 (H29募集停止) 122人 国際経済学科 (H29募集停止) 123人
経営学部	経営学科 861人 経営学科 (H29募集停止) 昼間主コース 75人 夜間主コース 32人 会計・情報学科 (H29募集停止) 昼間主コース 70人 経営システム科学科 (H29募集停止) 昼間主コース 65人 国際経営学科 (H29募集停止) 昼間主コース 65人
理工学部	機械・材料・海洋系学科 555人 機械工学・材料系学科 (H29募集停止) 140人 化学・生命系学科 724人 建築都市・環境系学科 (H29募集停止) 160人 数物・電子情報系学科 1,114人
都市科学部	都市社会共生学科 222人 建築学科 214人 都市基盤学科 149人 環境リスク共生学科 168人
教育学研究科	教育実践専攻 170人 (うち修士課程170人) 高度教職実践専攻 30人 (うち専門職学位課程30人)

国際社会科学府	経済学専攻	106人	
			〔うち博士課程（前期） 76人〕
			〔博士課程（後期） 30人〕
	経営学専攻	136人	
			〔うち博士課程（前期） 100人〕
		〔博士課程（後期） 36人〕	
	国際経済法学専攻	74人	
			〔うち博士課程（前期） 50人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
	法曹実務専攻	50人（H31募集停止）	
			（うち専門職学位課程 50人）
理工学府	機械・材料・海洋系工学専攻	240人	
			〔うち博士課程（前期） 218人〕
			〔博士課程（後期） 22人〕
	化学・生命系理工学専攻	238人	
			〔うち博士課程（前期） 214人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
	数物・電子情報系理工学専攻	328人	
			〔うち博士課程（前期） 292人〕
			〔博士課程（後期） 36人〕
工学府	機能発現工学専攻	12人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 0人〕
			〔博士課程（後期） 12人〕
	システム統合工学専攻	13人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 0人〕
			〔博士課程（後期） 13人〕
	物理情報工学専攻	16人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 0人〕
			〔博士課程（後期） 16人〕
環境情報学府	人工環境専攻	180人	
			〔うち博士課程（前期） 150人〕
			〔博士課程（後期） 30人〕
	自然環境専攻	78人	
			〔うち博士課程（前期） 66人〕
		〔博士課程（後期） 12人〕	
	情報環境専攻	154人	
			〔うち博士課程（前期） 130人〕
			〔博士課程（後期） 24人〕
	環境生命学専攻	12人（H30募集停止）	
			〔うち博士課程（前期） 0人〕
			〔博士課程（後期） 12人〕

	環境システム学専攻	10人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 0人 博士課程 (後期) 10人〕
	情報メディア環境学専攻	12人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 0人 博士課程 (後期) 12人〕
	環境イノベーションマネジメント専攻	5人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 0人 博士課程 (後期) 5人〕
	環境リスクマネジメント専攻	9人 (H30募集停止)	
			〔うち博士課程 (前期) 0人 博士課程 (後期) 9人〕
都市イノベーション学府	建築都市文化専攻	136人 (うち博士課程 (前期) 136人)	
	都市地域社会専攻	74人 (うち博士課程 (前期) 74人)	
	都市イノベーション専攻	36人 (うち博士課程 (後期) 36人)	
附属鎌倉小学校	630人	学級数	18
附属横浜小学校	675人	学級数	18
附属鎌倉中学校	505人	学級数	12
附属横浜中学校	390人	学級数	9
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3